

金沢市中小企業賃金引上げ奨励金 FAQ

項目	Q	A	
交付対象者	複数事業所が金沢市内にある場合は、事業所ごとに申請となりますか。	法人単位での申請となります。申請は1回限りとなりますので、各事業所の対象従業員をまとめて、1回で申請してください。	
	本店や本社が市外にあり、事業所は市内にある場合、対象となりますか。	対象となります。 ただし、金沢市内の事業所に金沢市税が課されており、滞納していないことが必要です。	
	医療業の診療報酬、福祉業の介護報酬・障害福祉サービス等報酬等の処遇改善加算等による賃上げを行っている場合は対象となりますか。	対象となりません。	2026.3.17 追加
対象従業員	奨励金の対象従業員以外の賃金も引上げる必要がありますか。	奨励金の対象従業員以外の方も賃金引上げが行われていることが望ましいと考えていますが、奨励金を申請する従業員以外については、賃金引上げの確認資料を提出する必要はありません。	
	対象従業員の要件である正規雇用労働者とは、フルタイムの正社員のみが対象となりますか。	フルタイムの正社員だけではなく、短時間正社員も対象となります。 パートタイマーやアルバイト、契約社員等は対象外となります。 [短時間正社員] フルタイムの正社員と比べて、その所定労働時間（所定労働日数）が短い正社員であって、期間の定めのない労働契約を結び、時間あたりの基本給および賞与・退職金などの算定方法などが同じ事業所に雇用される同種のフルタイムの正社員と同等である労働者	2026.3.16 追加
対象賃金	賃上げの対象となる賃金の考え方はどうなりますか。	最低賃金の対象となる賃金（基本給、職能手当等）を厚生労働省が示す計算方法によって算出し、比較します。 最低賃金の計算方法（厚生労働省のホームページ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43899.html 最低賃金の対象となる賃金（厚生労働省のホームページ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43898.html	
	賃上げの対象となる賃金に含められる手当はどういったものがありますか。	賃上げの対象となる賃金に含められる手当は、職能手当、役職手当、職務手当です。 上記以外の手当であっても、所定内労働時間における労働の対価として支払われるものであれば、対象賃金に含められる場合があります。ただし、当該手当が賃金規程に定められており、その性質上適正であると認められる場合に限ります。なお、申請時には賃金台帳と併せ、当該手当に関する賃金規程の提出が必要となります。	2026.5.11 追加 2026.5.22 改

金沢市中小企業賃金引上げ奨励金 FAQ

項目	Q	A	
対象賃金	時間給や日給でも対象となりますか。	無期雇用の正規雇用労働者であれば対象となります。 申請をお考えの場合は事前にお問い合わせください。	2026.2.27 追加
	対象期間内に賃金を5%以上引き上げることを約束したうえで雇い入れた対象従業員は、奨励金の対象となりますか。	対象となりません。判明した場合、奨励金は返還していただきます。 また、本奨励金の対象従業員とする目的で、引き上げ前の賃金（初任給の場合は採用時に提示した額）を故意に低く設定している場合も、虚偽の申請とみなします。	2026.3.16 追加
	固定給と歩合給が毎月併給される場合、歩合給を含めて5%以上の賃上げになる必要がありますか。	歩合給は5%以上の賃上げの対象賃金には含めません。なお、賃上げ前後で歩合給の単価を引き下げている場合は対象外となります。 引上げ後の賃金が地域別最低賃金を上回っているかどうかは、歩合給を含めた額で確認を行います。	2026.4.13 追加
対象期間	対象期間（令和8年4月1日～令和9年2月28日）に賃上げを行えばよいですか。	対象期間に賃金算定期間が含まれていれば、対象になります。 また、交付申請は、引上げ後の賃金を支給した後に行ってください。 （例） 【対象】 賃金算定期間 R8.3.20～R8.4.19（4月に支給） R9.2.11～R9.3.10 （3月15日までに支給日あり） ※申請期限R9.3.15までに電子申請 （郵送は消印）を行うことが必要です 【対象外】 賃金算定期間 R8.3.1～R8.3.31（4月に支給） R9.2.11～R9.3.10 （3月16日以降に支給日あり） ※申請期限R9.3.15までに引上げ後の賃金の支給が無い場合は対象外となります	2026.2.27 2026.6.25 対象期間改
申請に 関すること	非正規雇用者から正規雇用者に転換し、賃金が5%以上引き上げられた場合は対象となりますか。	雇用形態が変更となったものであり、賃金の引上げとはなりません。	
	実施期間内に複数回の賃金引上げにより、5%以上の賃金引上げとなる場合は対象となりますか。	一度の賃金引上げで5%以上となる必要があります。	
提出書類	対象従業員の生年月日が確認できる書類 兼 雇用保険被保険者である確認書類について、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の事業主通知用の写しでもよいですか。	対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書「本人用（被保険者通知用）」の写しの提出が難しい場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書「事業主通知用」の写しの提出で構いません。	2026.4.23 追加